

令和8年度海岸漂着ごみ組成調査業務委託契約書（案）

秋田県知事 鈴木 健太（以下「発注者」という。）と、 （以下「受注者」という。）
とは、令和8年度海岸漂着ごみ組成調査業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 発注者は、令和8年度海岸漂着ごみ組成調査業務の実施を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

2 委託業務の内容は、別添「令和8年度海岸漂着ごみ組成調査業務委託仕様書」のとおりとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、委託契約締結日から令和8年12月18日までとする。

（委託料）

第3条 発注者は、受注者に対し、次の委託料を支払う。

委託料の額 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）

（業務実施計画書の提出）

第4条 受注者は、この契約締結後10日以内に仕様書に基づいて業務実施計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務実施計画書を受理した日から5日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 業務実施計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約保証金）

第5条 発注者は、受注者が納付すべき契約保証金を秋田県財務規則第178条第3号の規定により免除する。

※契約保証金が必要となる場合は、条文が変更となります。

（委託業務の処理方法）

第6条 受注者は、仕様書等及び発注者が必要に応じて指示する事項を遵守のうえ、委託業務を実施するものとする。

（委託業務の着手）

第7条 受注者は、契約締結後15日以内に委託業務に着手するとともに、業務着手届を発注者に提出しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第8条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者は、成果品（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(調査等)

第10条 発注者は、受注者の委託業務の実施状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して受注者に必要な指示を与えることができる。

(再委託の制限)

第11条 受注者は、業務の全部を一括して、又はその一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについては、書面によりあらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託業務の変更等)

第12条 発注者は、必要がある場合には、受注者と協議の上、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、発注者は、受注者に対し書面により通知するものとし、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者及び受注者が協議して定める。

(期限の延長)

第13条 受注者は、その責に帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なく、その理由を示して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者及び受注者が協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第14条 受注者の責に帰する事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合において履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は延滞金を附して履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は業務委託料に対して、延長日数に応じ年3.0%の割合を乗じて計算した金額とする。

(検査)

第15条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届に成果品を添えて提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行い、検査結果を受注者に通知しなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期限については前項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第16条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、委託料の請求書を提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求書の提出があったときは、請求書の提出があった日から起算して30日以内に受託者に委託料を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第17条 発注者は、引き渡された成果品が仕様書及び契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)ものであることが判明したときは、受注者に対し、成果品の補正を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第18条 発注者は、提出された成果品に関し、第15条第1項の規定による提出を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

(契約の解除)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、委託料を交付しない、又は交付した委託料の一部若しくは全額を返還させることができる。

一 受注者の責に帰すべき理由により委託期間内に業務を完了することができないと認められるとき。

二 受注者の責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

三 受注者が第3項に規定する理由によらないで、契約解除の申し出をしたとき。

2 発注者は、前項各号に掲げる場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、発注者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、発注者の責に帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

4 発注者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除した場合において、必要があると

きは、業務の既済部分の引き渡しを受注者に請求できるものとする。この場合において、発注者は、その既済部分に相応する委託料を受注者に支払うものとし、その支払額は発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第 20 条 受注者は、前条第 1 項の規定により契約が解除されたときは、委託料の 10 分の 1 に相当する額の違約金を発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

2 前条第 2 項又は第 3 項の規定により契約が解除された場合において、受注者に損害があるときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、その責に帰すべき理由により委託業務の処理に関し発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 前 2 項の規定により賠償すべき賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

5 受注者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受注者の負担によりその損害を賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

(契約の費用)

第 21 条 この契約に係る費用は受注者の負担とする。

(個人情報の保護)

第 22 条 受注者は、この契約による委託業務を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(信義則)

第 23 条 発注者及び受注者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(著作権等の譲渡等)

第 24 条 受注者は、成果品が著作権法第 2 条第 1 項に第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

2 発注者は、成果品が著作物に該当するか否かにかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

3 受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

(疑義等の決定)

第 25 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和8年 月 日

発注者 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 鈴木 健太

受注者

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3 受注者は、個人情報の適正な取扱いについて、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第4 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに係る業務の責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、発注者に届け出なければならない。これらの者を変更しようとするときも、同様とする。

2 受注者は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第5 受注者は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合の守秘義務の期間は、第2の期間に準ずるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受注者は、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(教育の実施等)

第6 受注者は、個人情報の適正な取扱い、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記事項において責任者及び従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、責任者及び従事者全員に対して実施しなければならない。

2 受注者は、責任者及び従事者に対して、在職中又は退職後においてもその業務に関

して知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用してはならないこと、これに違反した場合の罰則規定が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）にあることその他個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を周知しなければならない。

（再委託の禁止）

第7 受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託し、又はこれに類する行為（以下「再委託」という。再委託の相手方が当該再委託をする者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）をしてはならない。

2 受注者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承認を得なければならない。承認を得た再委託の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

（1）再委託を行う業務の内容

（2）再委託で取り扱う個人情報

（3）再委託の期間

（4）再委託が必要な理由

（5）再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）

（6）再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

（7）再委託の相手方に求める個人情報の適正な取扱いに関する措置の内容

（8）再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の適正な取扱いの方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、再委託の相手方が更に再委託（以下「再々委託」という。）を行う場合以降について準用する。これらの場合において、「受注者」とあるのは「再々委託する者」等と、「再委託の相手方」とあるのは「再々委託の相手方」等と、「再委託契約」とあるのは「再々委託契約」等と委託の段階に応じて読み替えるものとする。

（取得の制限）

第8 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第9 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(個人情報の安全管理)

第11 受注者は、この契約による個人情報の取扱いについて、法に基づく安全管理措置を講ずるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う業務、個人情報の範囲及び従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除、機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

(漏えい等の防止)

第12 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、発注者からこの契約による業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受ける場合は、発注者が指定した手段、日時及び場所で引渡しを受けた上で、発注者に受領書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更する場合も、同様とする。
- 4 受注者は、発注者が承認した場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、発注者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとする場合も、同様とする。
- 6 受注者は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記

した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

- 7 受注者は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、発注者が承認した場合を除き、当該パソコン等を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受注者は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等その他の私用物を持ち込んで使用してはならない。
- 9 受注者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、秘匿性等その他の内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は発注者の承認を得て持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録されたパソコン等及びそのバックアップの保管状況並びに個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、日時及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第13 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、業務の完了時に、発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄又は消去する場合は、事前に廃棄又は消去すべき個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法及び処理予定日を書面により発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。
- 3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 受注者は、パソコン等に記録されたこの契約による業務に関して知り得た個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 6 受注者は、個人情報を廃棄又は消去した場合には、発注者に対し、その日時、担当者名及び廃棄又は消去の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(報告)

第14 受注者は、発注者からこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第15 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、受注者及び再委託の相手方（第7に基づき再々委託を行う場合以降の当該再々委託の相手方等も、同様とする。以下同じ。）に対して、随時、実地の監査又は検査をすることができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者及び再委託の相手方に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 受注者は、発注者からこの契約による業務の処理に関して改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の対応)

第16 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、当該事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により発注者に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等の事故があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事故に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

4 発注者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第17 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第18 受注者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。